

長崎県青少年育成県民会議加入による

# 青少年健全育成活動保険の概要

- 掛金 1団体2,000円  
(市町民会議・校区・地区単位)
- 補償期間  
令和5年7/1～令和6年7/1

## ①損害責任補償

### 活動中の第三者および会員相互間の 損害賠償責任をカバーします

※補償額2億円

※会員相互間であっても会員の配偶者、会員の同居親族等は対象外となります

#### 《事例1》

自転車で集合場所に向かう途中、誤って歩行者にケガをさせた。

#### 《事例2》

主催行事で作った弁当が原因で食中毒が発生。食べた会員が入院することとなり、治療費がかかった。

#### 《事例3》

活動準備で器材を運び入れている際に、居合わせた他の会員の足に器材を落としてケガをさせてしまった。

#### 《事例4》

青少年健全育成活動の際に製作した玩具の欠陥により、使用者がケガをした。

## ②傷害補償

### 加入者が活動中あるいは自宅から活動場所 への移動中の事故によるケガや後遺障害・ 死亡時に保障します

※加入者名簿に記載している会員のみが対象

※死亡・後遺障害1,000万円

入院日額6,000円 通院日額2,000円

#### 《事例1》

会場で火災が発生し、避難の途中でヤケドを負った。

#### 《事例2》

自宅から行事会場に移動中、転倒しケガをした。



### 《重要》

※この保険は①賠償・②傷害ともに、主催者である団体自体（賠償）と会員様（賠償・傷害）の補償です。行事等への一般参加者を補償するものではありませんのでくれぐれもお気をつけください。

※会員以外の参加者向けには別途レクリエーション保険等の傷害保険が必要となります。

問合せ

補償内容について 080-5255-9639 朝日（あさひ）

加入手続き等について 095-824-7510 長崎県青少年育成県民会議

申込  
方法

加入される場合は裏面の加入申込書をご記入のうえ、次へFAXまたはメールでお申込みください。  
掛金の払い込み用紙を送付します。

申込先：長崎県青少年育成県民会議 Tel/Fax 095-824-7510 Eメール n-kenmin@basil.ocn.ne.jp  
〒850-0031 長崎市桜町4-1 長崎商工会館9階